

平成29年度

滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト

「高度専門人材確保支援事業」

(企業提案型人材力育成確保事業)

## 第1次提案募集要綱

募集期間 平成29年4月24日（月）～平成29年6月30日（金）

注) 今後、第2次募集（7月上旬～8月下旬）、第3次募集（9月上旬～10月下旬）を予定していますが、予算額に達した場合は募集を行いませんので、ご注意ください。

提出および問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

産業・雇用創造推進センター

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜2-1（コラボしが21内2階）

TEL 077-511-1424 FAX 077-511-1418

## 1. 事業趣旨・目的

本事業は、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を支援し、労働者の職業の安定に資することを目的とする、国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」に基づいて滋賀県が取り組む「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」として、公益財団法人滋賀県産業支援プラザが滋賀県からの委託を受けて実施するものです。

本事業は、「高度モノづくり・環境」分野と「食料品」分野の対象業種（以下「支援対象業種」という。）において、販路拡大や新事業展開に取り組む事業主に対し、必要となる高度専門人材の雇用を支援することにより雇用の受け皿づくりと安定的かつ良質な雇用の創造を目的としています。

※ 支援対象業種は次のとおりとし、業種については日本標準産業分類中分類によるものとします。

### ①「高度モノづくり・環境」分野

指定主要業種：電気機械器具製造業（２９）、輸送用機械器具製造業（３１）

指定関連業種：繊維工業（１１）、化学工業（１６）、プラスチック製品製造業（１８）、窯業・土石製品製造業（２１）、金属製品製造業（２４）、はん用機械器具製造業（２５）、生産用機械器具製造業（２６）、業務用機械器具製造業（２７）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８）

### ②「食料品」分野

指定主要業種：食料品製造業（０９）、飲料・たばこ・飼料製造業（１０）

※ 高度専門人材とは、コンサルティング会社、総合商社、モノづくり企業等の専門技術者をはじめ、博士課程を修了した若手研究者等、高度かつ専門的な技術や技能、知識、ノウハウ、実務経験、指導経験を有する人材をいいます。ただし、定期採用、退職者補充に該当する場合は本事業の対象外とします。

## 2. 対象事業

本事業の活用により高度専門人材を雇用することで、支援対象業種において自社の販路拡大や新たな事業展開が見込め、雇用の創出・拡大の可能性が高いと認められる事業を対象とします。

※ 具体的には、支援対象業種の業を営む事業主自らが、支援対象業種の事業の販路拡大や新規事業展開に必要な高度専門人材を県内事業所において直接雇用することにより、自社の事業拡大、新規事業の創造を図り、本事業終了後に、高度

専門人材の継続雇用等により正規雇用者を創出することとなります。

なお、本事業については、国や県等から同種の他の補助金を受けていないこと、または受ける予定がない場合に補助するものとします。

### 3. 対象者

事業対象者は、次の条件をすべて満たす事業主とします。

- (1) 滋賀県内に事業所を有し「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」に参加する事業主
- (2) 支援対象業種の業を営む者
- (3) 以下の条件をすべて満たした者
  - ① 雇用保険適用事業所の事業主であること
  - ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金、および各省庁が実施している助成金等について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定までの間に不正受給をした事業主でないこと
  - ③ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（事業計画の認定申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
  - ④ 事業計画の認定申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令に違反していない事業主であること
  - ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと
  - ⑥ 滋賀県税の全税目について滞納がないこと
  - ⑦ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業主であること（審査に必要な見積書・発注書・請求書等の書類の整備保管、健保等級証明書等の必要な書類の提出）
  - ⑧ 交付申請日、または交付決定日の時点で倒産していない事業主であること
- (4) 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しない者
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

- ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑦ 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

#### 4. 対象経費

本事業の対象となる経費は、販路拡大や新規事業展開等に向けた高度専門人材の新規雇用にかかる人件費とし、本事業以外の事業にかかわる経費と明確に区別できるものに限ります。

(1) 人件費とは以下のものをいいます。

- ① 賃金（人件費、管理費等経費の名称に関わらず、人の雇入れに関わる給与等）
- ② 通勤手当その他社内規定等により、労働者に対する支給が義務づけられている手当（ただし、住居手当、時間外勤務手当、賞与、ボーナス、退職手当、退職引当金等を除く。）
- ③ 社会保険料等（雇用保険料、労災保険料、健康診断料を含む）の事業主負担分  
※ 人件費以外の経費、例えば、消耗品購入費、通信費、機器のレンタル・リース料、調査研究に係る委託費、人材紹介会社を活用する場合の手数料、施設・設備・機器の購入経費や改修経費、土地・建物を取得するための経費等は対象となりません。

(2) 補助対象となる高度専門人材の新規雇用は次の各号を満たすものとします。

- ① 滋賀県内の事業所において業務に従事すること
- ② 正規雇用または所定労働時間が健康保険の被保険者となる要件（1日または1週間の所定労働時間が正規労働者の概ね3/4以上）を満たすこと
- ③ 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣または請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないこと
- ④ 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと
- ⑤ 県内に主たる事業所を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと
- ⑥ 県内の事業所において雇用されている者を雇い入れるものではないこと

(3) この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

#### 5. 補助率・補助金額

(1) 補助率 補助対象経費の10/10以内

ただし、本事業を完了した日の翌日または平成30年2月1日のいずれか早い日

までに、本事業により雇用した高度専門人材を正規雇用として継続雇用する、または何らかの事由でそれが適わない場合は、事業継続のために1人以上を新たに正規雇用する場合に限ります。なお、事業主の都合により本事業において雇用した高度専門人材を、正規雇用として継続雇用またはそれ以外の者を正規雇用できなかった場合、補助率は1/2に減額されますのでご注意ください。

## (2) 補助限度額

1事業所で新規に雇用される者1人当たりの人件費200万円以内(ただし、補助対象となる新規雇用者数は1社あたり1人までとします。)

## 6. 補助対象期間

本事業の事業採択決定日以降で、高度専門人材を新たに雇用した日から最長で平成30年1月31日までを対象とします。ただし、6か月を限度とします。

## 7. 補助金の支払い

補助金については、原則として、補助対象期間終了後に精算払いとします。

## 8. 応募方法

事業計画認定申請書(別添様式)に必要な事項を記入し、添付書類を添えて持参または郵送により提出してください。

※ 提出先：公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 産業・雇用創造推進センター  
〒520-0806

滋賀県大津市打出浜2-1(コラボしが21内2F)

TEL 077-511-1424

FAX 077-511-1418

E-Mail [sksc@shigaplaza.or.jp](mailto:sksc@shigaplaza.or.jp)

※ 受付期間：平成29年4月24日(月)～平成29年6月30日(金)

※ 事業計画認定申請書を持参する場合の受付時間は、平日の9時～12時、13時～17時とします。ただし、土、日、祝日は除きます。郵送される場合は、募集期間最終日の17時必着とします。

※ 事業計画認定申請書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.shigaplaza.or.jp/>

## 9. 提出書類

次の提出書類一覧にある書類の原本1部、およびコピーを2部提出してください。

<提出書類一覧>

- ① 事業計画認定申請書（別添様式）（原本1部、コピー2部）
  - ② その他添付書類（原本1部、コピー2部）
    - ・履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）  
（個人の場合は開業届の写しまたは事業が行われていることがわかるもの）
    - ・滋賀県税の全税目について滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書）
    - ・最近2期分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）の写し  
（個人の場合は、最近2期分の確定申告書の写し）
      - ・会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）
- ※ 提出された書類はお返ししません。
- ※ 提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行のためのみに利用し、申請者の秘密は保持します。

#### 10. 採択決定

事業計画認定申請書の内容を、次の観点から総合的に評価・審査した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。なお、必要に応じて申請者のヒアリング等を実施します。採択の結果は、申請者あてに通知します。

<評価基準>

- ① 雇用創出の可能性
  - ② 事業の実現性
  - ③ 事業の成長性
- ※ 審査の途中経過、および審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 採択された申請者には、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行います。
- ※ なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、提案された金額のすべてに応じられない場合があります。

11. 補助対象予定数                    16社

#### 12. その他留意事項

本事業の実施にあたっては、事業推進員による指導、助言等を受けていただきます。

(別添様式)

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ  
理事長 田 口 宇一郎 様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

### 高度専門人材確保支援事業計画認定申請書

高度専門人材確保支援事業について、事業計画の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

#### 記

- 1 履歴事項全部証明書  
(個人の場合は開業届の写しまたは事業が行われていることがわかるもの)
- 2 滋賀県税の全税目について滞納がないことの証明書
- 3 最近2期分の決算関係書類(個人の場合は、最近2期分の確定申告書)の写し
- 4 会社概要

(担当者連絡先)

所 在 地 〒  
所 属 名  
職 ・ 氏 名  
電 話  
F A X  
メ ー ル

## 1 事業を実施する事業所

事業所名			
所在地			
従業員数 (申請日現在)	企業全体	人 (うち正規※	人、非正規
	事業を実施する事業所	人 (うち正規※	人、非正規
	※正規従業員数には、常勤・フルタイムで雇用期間の定めのない労働契約を締結している従業員（取締役等の役員を除く。）の数を記載してください。		
資本金	円	直近の年度 売上高	円
事業内容			
産業分類  (該当項目の □を■にして ください。)	<p>「高度モノづくり・環境」分野</p> <p><input type="checkbox"/> 繊維工業</p> <p><input type="checkbox"/> 化学工業</p> <p><input type="checkbox"/> プラスチック製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 窯業・土石製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 金属製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> はん用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 生産用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 電気機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業</p> <p>「食料品」分野</p> <p><input type="checkbox"/> 食料品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 飲料・たばこ・飼料製造業</p>		



## 2 事業対象者となるための要件確認（該当項目の□を■にしてください。）

すべて該当することが必要です。

- 滋賀県内に事業所を有する事業主であること
- 滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクトに参加、または参加を予定している事業主であること
- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 厚生労働省が実施している雇用関係助成金および各省庁が実施している助成金等について、不正受給をしてから3年以内の事業主でないこと
- 労働保険料を滞納している事業主でないこと（事業計画の認定申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
- 事業計画の認定申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反をしていない事業主であること
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと
- 滋賀県税の全税目について滞納がないこと
- 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業主であること

- 申請者もしくはその役員等が次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

注意：上記要件に欠落があった場合、当事業の対象とできません。

補助金交付決定後であっても、欠落が判明した場合は、交付決定を取り消すこととなりますので、間違いのないようにご記入ください。

### 3 事業計画

新規雇用者の職種および人数			人
新規雇用者の補助事業による雇用期間(予定)	平成	年	月～平成
			年
<p>事業計画の概要</p> <p>※販路拡大や新たな事業展開が見込め、雇用の創出・拡大が図れる事業であることが分かるように記載してください。</p>			
<p>新規雇用者の業務内容および能力の活用方法</p> <p>(高度専門人材の補助事業期間中および補助事業終了後の活用方法も含め具体的に記載してください。)</p>			
<p>新規雇用者の確保方法</p> <p>(該当項目の□を■にしてください。)</p>	<input type="checkbox"/> 人材紹介会社を利用(会社名 ) <input type="checkbox"/> ハローワークを利用 <input type="checkbox"/> その他( )		
<p>高度専門人材(新規雇用)の雇用形態(予定)</p> <p>(該当項目の□を■にしてください。)</p>	補助事業期間中		補助事業期間終了後
	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 ( 時間勤務/週)		<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 ( 時間勤務/週) <input type="checkbox"/> 雇用しない

<p>高度専門人材の 月額給与 (対象者1人あたり見込額)</p>	<p>賃 金 円</p> <p>諸 手 当 円</p> <p>社会保険料 (事業主負担) 円</p> <p>労働保険料 (事業主負担) 円</p>	<p>(諸手当内訳)</p>
<p>事業費総合計</p>	<p>円 (消費税 円含む)</p>	
<p>事業の実施に伴う 雇用創出効果 (予定)</p> <p>※事業の実施(高度専門人材の確保)に伴い(または関連して)、事業の対象となった<u>高度専門人材</u>以外に雇用創出や正規社員化が見込まれる場合は、記載してください。</p>	<p>① 求職者から正規雇用へ 人</p> <p>② 求職者から非正規雇用へ 人</p> <p>③ 非正規雇用から正規雇用へ 人</p>	

注意1: 「求職者から正規雇用へ」とは、補助事業の実施に伴い(または関連して)、新たに正規雇用する求職者数

注意2: 「求職者から非正規雇用へ」とは、補助事業の実施に伴い(または関連して)、新たに非正規雇用する求職者数

注意3: 「非正規雇用から正規雇用へ」とは、補助事業の実施に伴い(または関連して)、既存の非正規社員を正規雇用化する人数